

# 個人・世帯向け

# 事業者向け

## 給付 (もらえる)

<p><b>1人当たり 10万円</b></p> <p>特別定額給付金</p> <p>全国全ての人(4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人)</p> <p>専用ホームページ</p> 	<p><b>家賃相当額</b></p> <p>住居確保給付金</p> <p>収入が減って家賃が払えない人。給付金は貸主側の口座に振り込まれる。支給期間は原則3カ月(最長9カ月)</p> <p>全国連絡先一覧</p> 	<p><b>子ども1人 1万円</b></p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金</p> <p>4月分(3月分も含む)の児童手当の受給者</p> <p>専用コールセンター ☎0120-271-381 9:00~18:30 (土日祝日を除く)</p> 	<p><b>授業料などの減免 + 給付型奨学金の支給</b></p> <p>高等教育の修学支援新制度</p> <p>住民税非課税世帯とこれに準ずる世帯(4人世帯で年収380万円未満)</p> <p>日本学生支援機構 ☎0570-666-301 9:00~20:00 (土日祝日を除く)</p>	<p><b>中小企業などに 最大200万円、 個人事業者に 最大100万円</b></p> <p>持続化給付金</p> <p>売り上げが前年同月比で50%以上減少した場合</p> <p>専用ホームページ</p> 	<p><b>有給休暇を取った 労働者に支払った 賃金相当額</b></p> <p>小学校休業等対応助成金</p> <p>小学校の休校などで子どもの世話をを行う労働者(保護者)に、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた場合</p>	<p><b>日額4100円</b></p> <p>小学校休業等対応支援金</p> <p>小学校の休校などで子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなったフリーランス</p>	<p><b>休業手当の 最大全額</b></p> <p>雇用調整助成金</p> <p>業績の悪化や、自治体の要請で従業員を休ませた場合</p> 
--	---	---	--	---	---	--	---

厚生労働省コールセンター ☎0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝日を含む)

## 貸付 (借りる)

<p><b>最大20万円</b></p> <p>緊急小口資金</p> <p>収入減で生計維持のための一時的な資金が必要な人</p> <p>返済時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は返済を免除される特例あり</p> <p>厚生労働省コールセンター ☎0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝日を含む)</p>	<p><b>いずれも 無利子で 保証人は 不要</b></p> <p>2人以上の世帯で 月最大20万円、 単身世帯で 月最大15万円</p> <p>総合支援資金</p> <p>収入減で生活再建までの生活費用が必要な人</p>	<p><b>元本返済の据え置き 最長5年</b></p> <p>実質無利子・無担保融資</p> <p>今月1日から民間金融機関で、売り上げが前年同月比で15%以上減少の中小企業、5%以上減少の個人事業者に最大3000万円</p> <p>経済産業省 ☎0570-783183 9:00~17:00 (土日祝日を含む)</p>	<p><b>別枠(最大2.8億円)で 借入債務を保証</b></p> <p>セーフティネット保証</p> <p><b>4号</b> 47都道府県を対象に100%保証。売り上げが前年同月比で20%以上減少の場合など</p> <p><b>5号</b> 特に重大な影響がある業種で80%保証。売り上げが同5%以上減少の場合など</p> <p>問い合わせは最寄りの信用保証協会</p>	<p><b>当初3年間の金利を 0.9%引き下げ</b></p> <p>マル経融資</p> <p>商工会議所などの経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者で、売り上げが前年または前々年の同月比で5%以上減少した場合</p> <p>問い合わせは日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)、または最寄りの商工会・商工会議所</p>	<p><b>助成率 (中小企業の場合)</b></p> <p>1 新型コロナの影響を受ける <b>4/5</b></p> <p>2 ①かつ、解雇をしていないなどの要件を満たす <b>9/10</b></p> <p>さらに拡充!</p> <p>②かつ、賃金の60%を超えて休業手当を支給する 賃金の60%まで <b>9/10</b> 同60%を超える分 <b>10/10</b></p> <p>②かつ、休業などの要請を受け入れ、賃金の100%もしくはは上限額(1人1日8330円)以上の休業手当を支給する <b>10/10</b></p>
--	--	---	--	--	--

- 特別定額給付金給付事業 特別定額給付金相談窓口  
0120-638-142 フリーダイヤル (9時から17時まで 土日祝日除く)
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター  
24時間(土日・祝日)実施 電話: 0570-783-770
- 住居確保給付金や生活全般にお困りの場合 朝霞市福祉相談課 電話: 423-5082
- 緊急小口資金等特例貸付の相談 朝霞社会福祉協議会 電話: 486-2478

**市民相談はお気軽に!**  
**090-6545-3849**

ホームページ  フェイスブック  ツイッター  ライン 

